争点(1)(被告らによる飲酒強要の有無)について

本件サークルにおいては、多量に飲酒をして飲み会を盛り上げた者が称賛され、飲酒を拒んで場を盛り下げた者は非難される風潮があった上、本件飲み会は、3回生から役職を引き継ぐAを含む2回生を激励するために設けられたものであったから、Aは、いわば主役として、多量の飲酒をして盛り上げなければならなかった。

告らの主

張

そして、本件飲み会においては、Aに対し、他の参加者全員から一気飲みを囃し立てるコールが掛けられ、被告B及び被告Dなどは、ショットグラスのウォッカをビールグラスに移し替えて飲むよう手渡すなどした。上下関係は厳しく、上回生の指示に逆らえない雰囲気があったことなどをも踏まえれば、Aには、飲酒を断ることができず、一気飲み等による多量の飲酒をせざるを得ない心理的圧力が掛けられていたといえる。

飲酒の対象とされたのは、ビールに加え、アルコール濃度の極めて高いウォッカ(原液)であった上、そもそも、一気飲みは、血中アルコール濃度の急上昇を招くものであるから、一気飲みを促すコールは極めて危険な行為である。被告らは、上記の心理的圧力をAにかけ、危険な一気飲み等の大量飲酒を余儀なくさせたのであるから、違法な飲酒強要があったといえる。

被告

R

 σ

主

本件サークルの飲み会において、一気飲みのコールが掛けられることはあったものの、飲酒できない者に掛けられることはなかったし、飲酒をしないことにより、不興を買うなどということもないから、心理的圧力が掛けられていたなどとはいえない。

Aは、ウォッカを飲んだ後、ビールよりおいしい、これならいけるなどといい、自発的に飲酒を 行っていたのであり、飲酒の強要があったとはいえない。

張

告

本件サークルにおいては、通常のものを超えた上下関係はなく、飲酒を断ることができない雰囲気などなかった。実際、コールを掛けられた者が飲めない場合には、パスパス回せなどといったコールが掛けられ、他の者が飲んでいた。

A は、本件飲み会において、ショットグラスは飲みにくいなどと言って、自らウォッカをビールグラスに移し替えた上で飲むなどしていたほか、立ち上がり、一気しますなどといって積極的に飲酒をしていたのであり、被告 C を含む他の参加者は、このような A の飲酒態様にむしろ引き気味であった。以上によれば、飲酒の強要があったということはない。

被 本件サークルにおいて、通常のものを超えた上下関係や、飲酒をしない者に対して非難をするよう 告 な雰囲気などなかった。実際、被告D自身、酒に弱かったため、飲酒を断ることや一気飲みを途中 D でやめることもままあった。

の A は、本件飲み会において、自分は酒に強い方だ、(ウォッカは)ビールよりおいしい、もっと飲 主 みたいなどと言って、自ら積極的に飲酒をしていたのであるから、コール等によって心理的圧力が 張 掛けられていたなどとはいえず、飲酒の強要があったとはいえない。

被告

本件サークルにおいては、通常のものを超えた上下関係はなく、飲酒を断ることができない雰囲気などなかった。

Aは、本件飲み会において、ビールよりウォッカの方が飲みやすいなどといって、自ら、ショットグラスのウォッカをグラスに移し替えるなどして積極的に飲酒をしていたから、飲酒の強要があったとはいえない。

E の 主

張

被告Fの

主

張

本件飲み会は、Aを含む2回生を激励するものであって、同人らに飲ませることを目的としたものではないし、酒が飲めない者は非難されるなどということもないから、大量の飲酒を迫られる事情はなかった。本件飲み会においてコールが掛けられていたものの、単に楽しい雰囲気にするためのものであって、コールの対象者が必ず一気飲みをしていたわけではないし、飲めない場合には、パスパス回せなどといったコールが掛けられて他の者が飲んでいた。以上によれば、コールが掛けられていたことが、心理的圧力になっていたことはない。

Aは、周囲の三回生が無理しなくていいなどと気遣っていたにもかかわらず、全然いける、ビールよりウォッカの方がおいしいなどといって、自ら進んで飲酒をしていたのであり、飲酒の強要があったとはいえない。

被告

G

本件サークルにおいては、通常のものを超えた上下関係はなく、飲酒を断ることができない雰囲気や心理的圧力などなかった。むしろ、Aは、他の参加者にもコールを掛けるなどした上で、楽しい、ビールよりウォッカの方が飲みやすいなどといって、他の参加者から無理しなくていいなどと注意されながらも、自ら進んで飲酒を行ったのであり、飲酒の強要があったとはいえない。

張

÷

被告

 \mathcal{O}

主

張

本件サークルにおいては、飲酒を拒むことによって非難を受けることなどなかったし、実際、コー ルを掛けられたとしても、飲めない場合には飲酒を断ることができた。

Aは、自ら楽しんで飲酒を行っていたのであり、コールが掛けられたから A が飲酒したのではない。

したがって、飲酒の強要があったとはいえない。

被 告

1

 σ

本件サークルにおいて、飲酒を強要する心理的圧力などなく、Aは、ウォッカの方が飲みやすいなどといって、積極的に飲酒をしていた。また、被告 I は、ウォッカを注文する係であったから、離席することも多かったほか、近くの席に座っていた被告 C 等と談笑していたから、A に対しては、本件飲み会開始時に A が行ったビールの一気飲みのほかにコールを掛けたことはない。

主したがって、飲酒の強要があったとはいえない。

張

本件サークルにおいては、通常のものを超えた上下関係はなく、コールを掛けられたからといって被飲酒を断ることができないことなどなかった。Aは、ウォッカの方がビールより飲みやすいなどといって、自らショットグラスのウォッカを通常のグラスに移し替えて一気飲みしていたのであり、飲酒の強要があったわけではない。また、被告」は、Aとは飲んでいるグループが異なり、Aに対のして一緒に飲もうなどと言って飲酒を促したことはない。

主 なお、仮に、本件サークルにおいて飲酒の強要があったとしても、3回生から2回生へのものであるから、被告」は、むしろ飲酒を強要される側であって、Aに対し、飲酒を強要することにはならない。

のしたがって、飲酒の強要があったとはいえない。

主 なお、仮に、大量飲酒をせざるを得ない心理的圧力があったとしても、それは3回生から2回生に 張 向けられたものであり、被告KがAに飲酒を強要したことにはならない。

争点(2)(被告らによる救護義務違反の有無)について

Aは、ビールやウォッカを複数杯一気飲みするなど大量の飲酒を余儀なくされていたところ、本件飲み会の途中から呼びかけに全く応じなくなり、周囲の者によって自席から運び出される際も、完全に脱力していた。以上を踏まえれば、被告らは、大量の飲酒を強要し、Aを急性アルコール中毒のために救護を要する状態に陥らせたのであり、Aが要救助状態にあることを認識したのであれば、救急隊の出動を要請するなどすべき義務を負っていたといえる。

被告らは、一つのテーブルを囲んで本件飲み会を開催しており、上記のとおり、Aが完全に脱力したまま自席から運び出されるなどしていること、その後もAが呼びかけに応じることなどなかったことからすれば、被告らは、本件飲み会時点において、Aが無謀な量の飲酒を行ったことや、急性アルコール中毒に陥るなどして生命の危機にあったことを当然に認識し、又は認識し得たといえる。

の また、被告 B ら 4 名においては、本件飲み会終了後、 P から、 A の様子が異常で救急隊の出動を要請すべきかなど相談を受主 けており、急性アルコール中毒の症状を検索するなどしているから、この点からも、 A の生命に危機が迫っていることを認 議 識していた。

それにもかかわらず、被告Bら4名は、本件飲み会終了後、Aの飲酒量等を伝えることなくはけさしにAの介抱を委ね、Pから相談をうけるなどしても、被告J方に運ぶよう指示又は黙認するのみで、救急隊の出動を要請しなかったのであるから、救護義務違反が認められる。また、被告Bら4名以外の被告らにおいても、本件飲み会終了後、Aの飲酒量等を伝えることなくはけさしにAの介抱を委ねるのみで、漫然と帰宅し、救急隊の出動を要請しなかったのであるから、救護義務違反が認められる。

被

告 R

前記(1)(被告Bの主張)のとおり、飲酒を強要していないから、救護義務を負うことにはならない。

また、被告 B は、 A がけいれんや泡を吹くなどしておらず、くしゃみをしていたことからも、 A に生命の危険が迫っているとは認識していなかった。

主張

 σ

被被

告 C

否認ないし争う。

主張被

告

D

 σ

主

 σ

Aは、本件飲み会において、酒に強い旨自負しており、被告Dは、Aの飲酒許容量を把握していなかった。また、Aは、本件飲み会において、大きないびきをかいて寝ており、被告Dはただ酔いつぶれて寝ているだけと認識していた。Pは、被告Dに救急隊の出動を要請すべきか相談したわけではないから、被告Dにおいて本件飲み会後のAの具体的な状態を把握していなかった。したがって、被告Dにおいて、Aが救急隊の出動を要請すべき危険な状態にあるとは認識していなかったから、救護義務違反はない。

張被

告が被告Eは、本件飲み会において、一気飲みを囃し立ててなどいないから、救護義務を負わない。

E また、被告 E は、A の飲酒量を把握しておらず、A が酔って寝ているだけで、急性アルコール中毒であるなどとは認識しての いなかった。

主したがって、予見可能性もなく、救護義務違反がない。

張

被 前記(1) (被告 F の主張) のとおり、被告 F が、 A に飲酒を強要したことはなく、救護義務を負わない。被告 F は、 A 以外の告 参加者と談笑していたことから、 A の飲酒量を把握していなかった。

F また、A は、本件飲み会において、被告 F やその他の者からの呼びかけに対し、うーんなどと反応をしており、意識を完全のに失っていたわけではないから、被告 F は、A が単に酔いつぶれて寝ているだけと認識しており、危険な状態にあることを主認識していなかった。

張したがって、救護義務違反もない。

被 告|被告Gは、Aに対し、飲酒を煽り立て、大量の飲酒を余儀なくさせたことなどはないから、救護義務を負わない。また、被 G │告Gは、本件飲み会におけるAの飲酒量を把握していないし、自席から運び出される際も、Aは肩を貸せば自力で歩くこと の のできる状態であったから、単に酔いつぶれて寝ているだけという認識であり、生命の危険が迫っていたことを認識できな 主かった。したがって、死亡結果に対する予見可能性がなく、救護義務違反はない。 張 被 被告Hは、Aに対し、飲酒を余儀なくさせたことはなく、Aが積極的に飲酒をしていただけであるから、救護義務を負わな 告 H │い。また、Aは、自席から運び出される際も、肩を借りれば自力で歩けたのであり、完全に意識を失っていたわけではない し、異常な様子はなかった。Aの生命に危険が迫ったのは、早くともはけさしが介抱を行っていた頃であり、被告Hにおい の 主 て、Aが危険な状態に陥っていることを認識できなかった。したがって、救護義務違反はない。 張 被 告 | 被告 | は、前記(1)(被告 | の主張)のとおり、Aに飲酒を強要したことはなく、救護義務を負わない。また、被告 | は、注 文係で離席することも多かったため、Aの飲酒量・態様を把握していない。また、Aは、本件飲み会において、完全に意識 の ▼を失っていたなどということはなく、被告 Iにおいて、Aが危険な状態にあることを認識することはできなかった。した 主がって、救護義務違反もない。 張 被 前記(1)(被告Jの主張)のとおり、本件飲み会において、飲酒の強要はなかったから、救護義務を負わない。また、Aは、 J 単に酔いつぶれて寝ていることを超えて、異常な様子であったことはないし、また、被告」自身、泥酔していたため、本件 の 飲み会におけるAの状態を認識し得なかった。したがって、救護義務違反もない。 主 張 被

告 前記(1) (被告 K の主張) のとおり、本件飲み会において、飲酒の強要がなかったから、そもそも救護義務を負わない。ま K た、 A は、酔いつぶれた後も、周囲の呼びかけに対してうーんなどと反応を示しており、生命の危険が迫っていたことを裏 の 付ける症状はなかった。加えて、被告 K は、本件飲み会の終わる 3 0 分前頃からは、気分が悪くなって離席しており、戻っ 主 た時点では A は既にいなかったから、 A の状態を認識し得なかった。したがって、救護義務違反もない。

張

争点(3)(過失相殺)について Aは、本件飲み会において、ウォッカを一気飲みするなど大量の飲酒を行っているところ、これは、被 告らから、大量の飲酒によって飲み会を盛り上げなければならない旨の心理的圧力をかけられ、一気飲 みを求めるコールを掛けられるなどして大量飲酒を強要されたために、やむを得ずしたものにほかなら ない。そうすると、Aが上記飲酒を行ったことにつき、Aの過失はない。 また、被告らにおいて救急隊の出動を要請すべき時点において、Aは既に意識を失っており、専ら救護 を受ける立場にあった。 そうすると、被告らは、Aが要救助状態に陥った原因にかかわらず、救急隊の出動を要請すべき義務を 負っていたのであるから、仮に、飲酒につきAの過失を観念し得るとしても、被告らとの関係におい て、Aの過失を考慮することは許されない。そして、被告らは、未成年飲酒や、本件サークルにおける 異常な飲酒態様が大学や警察に発覚することをおそれ、隠ぺい目的でAを被告J方に運び入れたのであ り、被告らの悪質性に照らせば、過失相殺をすることは許されない。 仮に、本件飲み会の雰囲気に問題があったとしても、飲酒の強要自体はなく、Aは自発的に自らの許容 量を超えて飲酒をしたのであるから、Aには過失がある。過失相殺における「過失」につき、要救護状 態に陥った以降のAの過失に限定すべき理由はない。 |Aには、自ら積極的に飲酒をした過失があるから、大幅な過失相殺がされるべきである。過失相殺にお ける「過失」につき、要救助状態に陥った以降のAの過失に限定すべき理由はない。 本件飲み会において飲酒の強要はなく、 A は、専ら自発的に無謀な飲酒をしたことからすれば、大幅な □過失相殺がされるべきであり、被告Dの過失は1割を超えない。 Aは、本件飲み会当時、成人しており、未成年の頃から飲酒経験もあったことを踏まえれば、自らの許 容量を超えた無謀な飲酒を行った過失があり、相応の過失相殺がされるべきである。 |本件飲み会において飲酒の強要はなく、Aは、ビールよりウォッカの方がおいしいなどとして、自ら積 告 |極的に飲酒を行っていた。 A は、本件飲み会当時、既に成人しており、飲酒経験に照らせば自らの許容

|量を把握していたとみるべきである。そうすると、Aには、上記飲酒につき過失があり、被告Fの過失

原

告

b

 \mathcal{O}

主

張

被 告

В

 \mathcal{O}

主 張 被 告

C

 σ 主 張 被 告

D

 \mathcal{O} 主 張 被 告

Ε

 σ 主 張 被

主

張

は1割を超えない。

被告	
G	本件飲み会において飲酒の強要はなく、Aは、自ら進んで飲酒を行っていたのであり、既に成人してい
の	たことからすれば、大幅な過失相殺がされるべきであり、被告Gの過失は1割を超えない。
主	
張	
被	
告	
Н	Aは、自ら進んで飲酒をしていたことに照らせば、大幅な過失相殺がされるべきであり、被告Hの過失
の	は1割を超えない。
主	
張	
被	
告.	Aは、自らの判断に基づき、短時間で大量の飲酒を行ったのであり、本件飲み会当時すでに成人してい
	たこと、未成年飲酒も行っていたことを踏まえれば、Aにおけるアルコールに対する危険性の認識が甘
の主	かったのであり、Aには上記のような飲酒をした過失があるから、過失相殺がされるべきである。
張	
被	
告	
J	本件飲み会において飲酒の強要はなく、Aは、自らショットグラスからビールグラスへウォッカを移し
の	替えるなどして積極的に飲酒をしていた。そうすると、Aの過失は大きく、被告Jの過失割合は1割を
主	超えない。
張	
被	
告	本件飲み会において飲酒の強要はなく、周囲の者は、無理しなくていいなどとAに声を掛けていた。そ
Κ	れにもかかわらず、Aは、ビールよりウォッカの方が飲みやすいなどと言いながら、自らショットグラ
の	スからビールグラスにウォッカを移し替えて一気飲みをするなどしていたから、Aには過失があり、過
主	失相殺されるべきである。
張	

争点(4)(損害額)について

被告らの不法行為と相当因果関係のある原告らの損害は、次のアからウの合計1億04 94万5914円であり、これに各原告の法定相続分2分の1を乗じた5247万29 57円が各原告の損害額となる。

ア Aの損害 合計7540万5377円

Aの損害は、次の(ア)から(ウ)の合計7540万5377円であり、原告らは、それぞれ、 これに2分の1を乗じた額を相続した。

- (ア) 葬儀費用 150万円
- 告 (イ) 逸失利益 6390万5377円
- ┃Aは、死亡当時大学に通っていたから(2年生)、平成29年賃金センサス大卒男子平
- の「均賃金である660万6600円の年収を得ることができたはずである。また、Aは、
- 主 【将来結婚して家庭を持つ可能性が高いから、生活費控除率は40%となる。そうする
- 張 【と、逸失利益は、次の計算式のとおり6390万5377円となる。

(計算式) 660万6600円×(17.9810〔67歳までの47年間のライプニッ ツ係数〕 - 1.8594 〔大学卒業までの2年間のライプニッツ係数〕) × (100%-4 0 %)

- (ウ) 慰謝料 1000万円
- イ 原告ら固有の慰謝料 各1000万円
- ウ 弁護士費用 954万0537円

被 告

b

 σ

否認ないし争う。

主 張